

令和5年

行方市農業委員会

第9回総会会議録

(令和5年8月28日)

令和5年8月28日 行方市農業委員会第9回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第64号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第65号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第66号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第67号	現況証明願について
議案第68号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第69号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第35号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第36号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第37号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第38号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳 子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文	9番 内藤 宏一
11番 風間 啓次	12番 根本 正義	13番 小沼 正二
14番 大久保 正一	15番 郡司 正彦	16番 椎名 勇
17番 高塚 利英	18番 根崎 和枝	19番 清水 量

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市也
4番 宮内 正美	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 石間 信一	8番 日下 正之	9番 吉田 正弘
10番 大原 富士男	11番 横田 俊信	12番 鈴木 喜昭
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 関口 順一		

3 本日の欠席委員	10番 本澤 政雄
本日の欠席推進委員	なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後 3時00分
	ただいまより令和5年行方市農業委員会第9回総会を開会させていただきます。

(会長挨拶)

事務局
会長

総会議事日程第2、会長挨拶。

高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

それでは、総会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

暑い夏がまだまだ続いておりまして、体のほうも具合が悪くなるのではないかなという状況にあります。また、新型コロナウイルスのほうも5類移行後、感染者がまだまだ増えているようで、第9波に入ったというような新聞報道もございます。今後の感染状況が懸念されるところでございます。

本日は、最適化推進委員の皆様にもご出席をいただいております。暑い中、お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

また、話は変わりますが、最適化推進委員、委員の皆様も任期のほうが取りあえず3年任期のうちあと1年を残すようなところでございます。年明けますと農業委員さん、推進委員さんについて公募も始まる予定になっておりますので、各地区において今後について少し話し合いをしていただければと思います。ぜひ、女性の委員さんを残していただくような方向でお願いをしたいと思います。そういうことですが、まだまだちょっと時間ありますので、話し合いをしていただいて、最適な委員で臨んでいきたいと思っております。

また、本日は総会終了後、懇親会を予定しておりますので、皆様出席のほうをよろしくをお願いいたします。

挨拶は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(経過報告)

事務局

続きまして、日程第3、経過報告。

8月の行事経過報告によりご説明をいたします。

7月27日から8月10日にかけて、荒廃農地の現地調査ということで、各地区農地パトロールを実施していただきました。出席者につきましては、担当農業委員、担当推進委員、事務局のほうで行いました。

続きまして、8月7日、いばらき農業委員会女性協議会定例総会及び役員会。こちらにつきましては、市町村会館におきまして議案の審議及び現地研修会の開催日時及び場所の決定について協議がなされました。出席者につきましては、近藤委員、根崎委員、箕輪推進委員、事務局のほうで出席をいたしました。

続きまして、8月18日、京都市農業者年金加入推進特別大会。こちらは京都市の勧業館みやこめっせにおきまして、農業者年金加入推進に係る事例報告を事務局のほうで行いました。

続きまして、8月28日、本日でございます。第9回の総会となっております。

(議長の選出)

事務局

それでは、続きまして、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)
議 長 それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名です。定数に達しておりますので、したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)
議 長 本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(議事録署名人の選出)
議 長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。
16番椎名勇委員 18番根崎和枝委員。

(書記の選出)
議 長 総会書記として、事務局の稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。

(議案の審議)
議 長 それでは、議案の審議に入ります。

(議案第64号)
議 長 議案第64号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第64号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年8月28日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。
案件につきましては第1項から第7項までとなっております。
事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。
なお、第1項から第7項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 それでは1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 3 番 13番小沼です。1項の調査報告をします。
この調査には、太田、麻生地区の4人で調査をしてまいりました。
譲受人は、行方市麻生74歳の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、相続財産管理人の男性の方です。申請事由は経営規模拡大のため、区分は売買による所有権移転です。譲受人は、田畑合わせて7万3,218平米、水稻、サツマイモ、年間2

		50日、家から10分くらい。前からこの農地は耕作しており、権利を取得して耕作人になります。場所は、麻生南部土地改良になります。許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、許可相当であるということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
5	番	5番、橋本です。2項の案件について報告します。 なお、この案件については、平塚委員、宮内、内山推進委員の協力の下に調査してまいりました。 譲受人は、市内青沼在住の70歳代の農業男性です。譲渡人は、市内青沼在住の30歳代の会社員の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大です。場所は、自宅から2分の場所にあります。面積は、2つ合計2,779平米の畑です。区分は、売買による所有権の移転です。従事日数300日、さらに農機具等もそろっており、何ら問題もないものと調査してまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。以上。
議	長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	19番、清水です。3項の調査報告をします。 この調査には、本澤、近藤両委員、大原、横田両推進委員さんの協力をいただいて行ってまいりました。 譲受人は、銚田市に在住する43歳の方であります。バレイショ、カンショ等を477アールほど耕作しているということでございます。譲渡人は、銚田市の56歳の方でございます。申請事由ですが、経営の規模拡大のため、贈与による所有権の移転をしたいというものでございます。通作距離も近く、農機具等も整っており、問題のないものというふうに調査をしてみました。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項、5項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

9	番	<p>9番、内藤です。第4項、5項については関連がありますので、一括で調査報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田両推進委員さんの協力の下、調査してまいりました。</p> <p>第4項、5項の譲受人は、行方市沖洲在住で農業兼会社員の63歳の男性です。渡人のほうは、4項が同じ行方市沖洲に在住する農業91歳の男性です。第5項は、譲渡人の方は市内沖洲に在住する88歳の農業の女性です。3人の関係は、同居の親族でございます。4項は父親で、5項が母親ということであります。申請事由は4項、5項とも経営移譲で、贈与での所有権移転です。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、何ら問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	<p>番</p> <p>15番、郡司です。第6項の調査報告いたします。</p> <p>この案件については、鈴木推進委員のご協力をいただきました。</p> <p>譲受人は51歳で、行方市西蓮寺に在住し、農業兼会社員の方です。家族で水稻、露地野菜など141アールほど営農しております。譲渡人は76歳で、同市西蓮寺に在住し、農業の方です。お二人は同居の親子になります。申請事由は、経営移譲になります。両親が高齢となり農地を管理できなくなり、娘さんが譲り受けることになったそうです。また、その農地の中に休耕地もあるそうですが、そちらも今後、整地して耕作していきたいということでした。区分は、贈与による所有権の移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	<p>9番、内藤です。第7項の報告をいたします。</p> <p>この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田推進委員さんの協力の下、調査してまいりました。</p> <p>第7項の譲受人は、行方市八木蒔の在住する農業兼会社員の男性です。譲渡人は、同じ八木蒔に在住する81歳の農業の男性です。2人の関係は、同居の祖父と孫です。実は、昨年、長男が亡くなったことから、孫に経営移譲をしたいということです。申請事由は効率的に農業に従事するため、区分については贈与での所有権移転</p>

	す。
議	長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員 異議なし。(全員一致)
議	長 異議なしと認め2項は原案のとおり可決いたします。
議	長 次に、3項、4項、5項は関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
2	番 2番、谷田川です。3項、4項、5項は関連がありますので、一括でご報告いたします。
	<p>なお、調査については麻生、太田両地区4名で調査をしてみました。</p> <p>受人は、東京都に事務所を置く建材業を営む法人です。3項の渡人は鹿嶋市在住会社員の男性、4項は市内矢幡在住農業の男性、5項については潮来市在住無職の女性以下5名となっております。申請事由は、資材置場で使用するため、区分は賃貸借権。調査の結果、周辺農地等への影響もなく、許可相当と調査をしてみました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員 異議なし。(全員一致)
議	長 異議なしと認め、3項、4項、5項は原案のとおり許可相当として常設審議委員会に諮問をいたします。
議	長 次に、6項、7項、8項も関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	番 1番、矢幡です。第6項から第8項は関連がございますので、一括して調査報告いたします。
	<p>この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。</p> <p>受人は、第6項、第7項、第8項ともに市内於下に所在する砂利採取、販売等を行う建材業の法人です。渡人は、第6項が市内小高在住50代の会社員の男性で、第7項の渡人は神奈川県横浜市在住60歳代の会社員の男性です。第8項の渡人は、ひたちなか市在住80歳代の無職の女性です。申請事由は、採取した砂利の洗浄地への搬出入路と車両の待避場として使用するとしています。区分は、いずれも使用貸借の設定、使用貸借権の設定です。場所は、国道355号線小高のコインランドリーの北側300mほどのところに所在します。合計6筆で1,275平米です。隣接地への土砂の流入等の防止措置の実施、工事終了後は整地して農地に復元する計画です。</p> <p>前回、令和2年9月25日付で砂利採取のため農地の一時転用の許可を受けましたが、取引先の工事延長等のため、再び一時転用3年間の許可を受けたいとのことです。前回の一時転用の許可後、許可された農地以外の農地を無断で搬出入路として</p>

議 長 使用していました。そのことについての始末書や関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

全 員 調査の結果は、関係書類も整い、始末書等も添えられているということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議 長 異議なし。(全員一致)

全 員 異議なしと認め、6項、7項、8項は原案のとおり可決いたします。

(議案第66号)

議 長 議案第66号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第66号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和5年8月28日、行方市農業委員会会長 高塚利英。

案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項の調査委員より調査の報告を求めます。

2 番 2番谷田川です。1項について御報告いたします。

調査については、麻生、太田両地区4名で調査してまいりました。

受人は、鹿嶋市内の建設業を営む法人です。渡人は、市内石神在住会社員の男性です。申請事由は、東関道工事のための現場事務所として使用するための転用期間の延長です。区分は賃貸借権。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第67号)

議 長 議案第67号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第67号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。令和5年8月28日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。

案件につきましては、第1項から第2項となっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。

1	6	番	<p>16番、椎名です。第1項の調査報告をします。</p> <p>調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。</p> <p>申請人は、千葉県在住の男性です。願出要旨は、地目変更登記のための非農地証明です。土地は、行方市南の畑1,036平米です。現地は、50年以上前から耕作していないということで原野化しておりました。何の問題もなく、非農地証明相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。</p>
議	長	員	<p>調査の結果は、非農地証明発行相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	長	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	員	<p>異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。</p>
議	6	番	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>6番、平塚です。第2項の調査報告をいたします。</p> <p>この調査には、橋本委員、宮内、内山推進委員の協力をいただきました。</p> <p>願出土地は、行方市杉平で、県道水戸鉾田佐原線の杉平と繁昌の境を東に50m入ったところですが、当該土地は傾斜地で、30年ほど前から耕作されておらず、地目変更したいとのこと。面積は908平米、傾斜地かつ形もいびつで、シノや雑木が密生し、農地に復元するのは困難と思われ、必要書類も添付されておりますので、非農地証明を発行するのに何の問題もないと調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしく願います。以上です。</p>
議	長	員	<p>調査の結果は、必要書類も整っており、非農地証明発行に問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	長	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	員	<p>異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。</p>
			(議案第68号)
議	長	員	<p>議案第68号 行方市農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事	務	局	<p>議案第68号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年8月28日提出、行方市農業委員会 高塚利英。</p> <p>別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。茨城県中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。2枚目、農地中間管理事業・総括表でご説明いたします。新規設定が畑、2件2筆4,561㎡となります。次のページ、農地利用集積計画一覧表に設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思います。以上です。</p>

議 長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定といたします。

（議案第69号）

議 長 議案第69号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第69号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年8月28日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。令和5年8月3日付で行方市長より行方市農業委員会長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものとなります。計画案が2件2筆4,561平米となります。詳細につきましては次のページ一覧表でご確認いただきたいと思います。なお、議案第68号の農用地利用集積計画の公告と今回の計画案の決定は同時施行となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画案を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという流れの手続となります。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

（報告第35号）

議 長 次に、報告案件に入ります。報告第35号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。

事 務 局 報告第35号 不動産登記法第105条の2号の仮登記情報について、下記の通り報告する。令和5年8月28日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

土地につきましては、第1項のみとなりまして、芹沢地内の畑1筆、仮登記年月日が令和5年6月30日、仮登記内容といたしまして、令和5年6月30日売買による農地法第3条の許可条件付きの所有権移転となります。以上です。

議 長 それでは、1項の調査委員より調査の報告を求めます。
1 1 番 11番、風間です。1項の調査報告をします。
今回の調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんとともに調

査してまいりました。

土地の所有者は、市内芹沢地区在住68歳の男性です。仮登記権利者は、銚田市在住の会社役員兼農業62歳の男性です。仮登記日は令和5年6月30日成立となっております。条件付きで、農地法第3条許可となります。場所は、上山セブンイレブンより北へ2kmほどのところとなっております。報告は以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議
全
議

長 ただいまの報告につきまして、審議を求めます。ご異議ございませんか。
員 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認めます。風間委員には、引き続き監視、指導をよろしく願いをいたします。

(報告第36号) (報告第37号) (報告第38号)

議

長 次に、報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第38号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明を願います。

事 務 局

報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年8月28日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
こちらにつきましては、相続により所有権を取得された方の届出の一覧となります。第1項のみとなります。ご確認をお願いします。
続きまして、報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年8月28日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
こちらは、合意解約により賃貸借権を解約した通知の一覧となります。第1項から第4項までとなります。こちらもご確認をお願いします。
続きまして、報告第38号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和5年8月28日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
こちらにつきましては、先月提出いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録を集計したものととなります。こちらもご確認をいただきたいと思っております。以上です。

議
全
議

長 それでは、報告案件についての質疑を求めます。
ご異議ございませんか。
員 異議なし。(全員一致)
長 それでは、異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 3時38分

議

長 | これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第9
回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。